

OSSライセンス関連でよくある誤解 V2

本ドキュメントは、インターネットの記事やセミナーの質問等にて、よくある誤解をまとめたものです。初心者向けの内容であり、各社に共通しそうな一般的な内容としています。

本FAQの内容にコメント等がある場合は、本SWGへご参加いただけますと幸いです。

- ◆ 本資料はCreative Commons CC0 1.0 Universalライセンスの下でリリースされています。
- ◆ 記載内容について、**作成者、提供元は一切の責任を負いません**ので、ご承知のうえご利用ください。

【提供元:OpenChain Japan WG (FAQ作成SWG)】

【協力：OSSライセンス研究所】

一般的なQA（ライセンス共通）

禁止されていなければ、利用できる？

Question

インターネットのWebサイトにて、プログラムをダウンロードできるようになっていました。特にライセンス条件がなく、商用利用も禁止されていないので、自社製品に同梱して利用してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ 無償でダウンロードできるものがすべてOSSとは限りません。
- ◆ 著作権法では、複製したり、改変したり、配布したりする権利は、著作権者が専有しています。
- ◆ これらの権利について、著作権者が許諾していない限り、ネットに掲載されたプログラムを自社製品に利用することはできません。

他で利用実績があれば、利用できる？

Question

利用可能なOSSを調査していたところ、他部門で利用実績のあるOSSに必要な機能が含まれていることが分かりました。利用実績があるので、ライセンス条件は遵守可能と思っていいですか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンスを遵守できるかどうかはOSSの利用目的や利用方法により異なります。ライセンス条件を参照し、今回の利用方法で遵守可能であることを確認する必要があります。
- ◆ 例えば、社内利用であれば、OSSを配布する際の条件は関係ありませんが、今回、製品に含めるのであれば、配布する際の条件を遵守する必要があります。

OSSは特許侵害とは関係しない？

Question

OSSは、自由に利用することが許諾されているので、特許侵害は関係ないと思っていいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が特許権を許諾していたとしても、その他、開発者以外の人が特許権を保有していることもあります。
- ◆ したがって、OSSの利用が特許権侵害になることがあります。

コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須？

Question

OSSの開発コミュニティにプログラム投稿を行った場合、投稿者が保有する特許権を放棄しなければなりませんか？

Answer いいえ

- ◆ 特許庁へ登録した特許権を放棄する義務はありません。
- ◆ 自由利用を許諾する前提で投稿したOSSに対して、特許権の権利行使*は原則できませんが、OSSと関係しない製品に対して権利行使することは可能です。

*ここでの権利行使とは、差止請求や損害賠償請求のこと。

ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切？

Question

OSSのライセンス条件にて、OSSを配布する際、ライセンス文書を添付する義務がありました。ライセンスが英文の場合、日本国内のお客様であれば、参考和訳だけを添付しておけばよいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が提示した英文のドキュメントを添付する必要があります。参考情報として和訳を提供する場合は、英文のライセンスが正式版であることを明確にしておく必要があります。

* ライセンス原文が英語以外の場合も同様に原則、原文の提示が必要です。

代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし？

Question

お客様からの依頼により、OSSをダウンロードしてインストールする作業を代行して行う場合、お客様へOSSを提供したとしても、特にライセンス条件を気にする必要はないと思っていいですか？

Answer いいえ

- ◆ 自社内でダウンロードしたOSSを、お客様の事務所へ持ち込む場合は、OSSを配布していますので、ライセンス条件で定められた配布する際の条件を遵守する必要があります。

(参考)

ライセンス条件によっては、お客様からの依頼による場合は、配布とみなさないものもあり得ます。

ライセンスを修正することも可能？

Question

OSSのライセンス条件を確認したところ、配布先のお客様が遵守できない条件が記載されていました。OSSを配布する際、この条件を削除してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSのライセンス条件を決定できるのは、著作権者だけです。
- ◆ OSSの配布者が、勝手にライセンス条件を変更することはできません。

改変しなければ、ソースコードの提供は不要？

Question

GPLやMPL、EPLといったライセンスは、ソースコードを提供する義務があります。OSSを改変しなければ、製品にOSSを組み込んだ場合でも、ソースコードを提供する必要はないと思っていいですか？

Answer いいえ

- ◆ GPLやMPL、EPLのライセンス条件では、改変の有無にかかわらず、OSSのバイナリを提供した場合、ソースコードも提供することを義務付けています。
- ◆ したがって、OSSのバイナリを製品に含めて販売するのであれば、ソースコードも提供する必要があります。

改変したら、コミュニティへ提供する必要あり？

Question

OSSを改変した場合、改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要がありますか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンスによりますが、GPLやMPL、EPL等、多くのライセンス条件では、改変したソースコードの開発コミュニティへの提供は任意であり、義務とはされていません。
- ◆ ただし、ライセンス条件は、OSSの開発者が自由に設定できるため、利用するOSSのライセンス条件を確認する必要があります。
- ◆ なお、バグ修正を行なった場合は、OSS開発コミュニティへ提供して大もとのOSSを修正してもらう方が、OSSのバージョンアップ後に再度修正する手間が無くなるため、提供することをお勧めします。

ソースコード提供は開発元のURL紹介でOK？

Question

GPLやMPL、EPLといったライセンスは、ソースコードを提供する義務があります。製品にOSSを組み込んだ場合、OSS開発者のダウンロードサイトのURLを記載しておけばいいですか？

Answer いいえ

- ◆ ソースコードの提供義務を負っているのは、OSSを利用している企業です。したがって、OSSのバイナリを製品に組み込んで販売するのであれば、販売する会社がソースコードも提供できるようにする必要があります。
- ◆ ソースコードを確実に提供する手段をとる必要があります。例えば、自社がコントロール可能なサイトからダウンロード提供する方法があります。

(参考)

OSS開発者のダウンロードサイトは、OSSのバージョンアップ時に、対象のソースコードがダウンロードできなくなったり、リンク切れになったりすることがあります。

ライセンスはOSIサイトからコピーすればいい？

Question

OSSの公開サイトにはMIT LICENSEと記載されていましたが、ライセンス文書がサイト上に掲載されていませんでした。OSIのサイトからMITライセンスをコピーしてOSSに添付すればいいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSIサイトには、MITライセンスやBSDライセンスのひな型が掲載されており、著作権表示もひな型のままとなっています。（次スライド参照）
MITライセンスでは、利用するOSSの著作権表示を記載したライセンス文書を配布することを義務付けていますので、作成年と著作権者名が記載されている必要があります。
- ◆ まずは、ダウンロードしたOSSのファイル群の中にライセンス文書が含まれていないかを確認してください。

(補足) OSIサイトの雛型

OSIサイトの雛型からコピペして添付するのはNG (MIT、BSD等)

⇒ 開発者がプログラムに含めたライセンスが正式なもの

The MIT License (MIT)

Copyright (c) <year> <copyright holders>

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

著作権表示の
年数や著作権者名の
記載なし

ソースコードは誰に提供する？

Question

ソースコードの提供義務のあるライセンスのOSSを配布する場合、ソースコードをインターネットなどを通じて全世界の人々がソースコードを入手できるようにする必要がありますか？

Answer いいえ

ソースコードの提供相手は、ライセンスにより異なります。提供相手が指定されているケースもあれば、いくつかの選択肢があるケースもあります。

例えば、OSSのバイナリを提供した相手、OSSの開発コミュニティ、インターネットへの掲載等があります。

したがって、誰にソースコードを提供するかは、利用する個々のOSSのライセンス条件を確認する必要があります。

一般的には、配布先に提供すれば十分とするライセンスが多いようです。

コンパイラのライセンスの影響は？

Question

自分で0から作成したソースコードをOSSのコンパイラでコンパイルした場合、オブジェクトコードにコンパイラのライセンスを適用する必要がありますか？

Answer いいえ

- ◆ 一般的には、オブジェクトコードの中にOSSであるコンパイラのコードが含まれないのであれば、オブジェクトコードにコンパイラのライセンスを適用する必要はありません。

【関連情報】

GCC*ランタイムライブラリ例外については以下のFSFサイトのQAを参照ください。

- ・[GCCランタイムライブラリ例外についてもっと知りたいのですが、どこを見ればよいでしょう？](#)
- ・SOFTIC発行「IoT時代におけるOSSの利用と法的諸問題Q&A集」
["D-3-2-2「GCC コンパイルによるGCCランタイムブリとのリンク によるGPLへの適用」](#)

OSSに含まれる他のOSSのライセンス対応は？

Question

製品に組み込む予定のOSSは、他の複数のOSSで構成されています。製品において複数のOSSそれぞれすべてのライセンスの要請事項に対応しなければなりませんか？

Answer はい

OSSを構成するすべてのOSSについてライセンスを確認のうえ、その条件を遵守する必要があります。

【関連情報】

本資料「OSSに含まれる両立しないライセンスのOSS対応は？」参照

OSSに含まれる両立しないライセンスのOSS対応は？

Question

製品に組み込む予定のOSS_Aは複数のOSSで構成されています。伝播性のあるライセンスのOSS_Bと、これと両立しないライセンスのOSS_Cが含まれていますが、このOSS_Aを製品にそのまま組み込むことはできますか？

Answer いいえ

伝播性のあるライセンスのOSS_Bが含まれる場合、伝播する範囲のすべてのOSSは両立するライセンスである必要があります。

両立しないライセンスのOSS_Cに対してOSS_Bのライセンスが伝播するのであれば、それらを製品に組み込んで販売するとライセンス違反になります。

(補足) この場合、もともとのOSS_A自体がライセンス違反ですが、製品の販売者もライセンス違反になります。

動作しないならライセンスを守る必要はない？

Question

製品に搭載してあっても動作することができないOSSが含まれています。この場合、このOSSのライセンスを特に気にしなくてもいいですか？

Answer いいえ

動作しなくともOSSを配布したことになります。OSSのライセンスを確認のうえ、その条件を遵守してください。あるいは、動作することができないOSSを取り除いて、製品を販売する方法もあります。

自動生成部分が他のOSSと部分一致したら？

Question

市販の開発ツールでプログラムを開発したところ、自動生成された部分が、GPLのOSSと一致していました。調べたところ、このOSSも同じ開発ツールで開発されたことが分かりました。私のプログラムを配布する場合、GPLの条件を遵守する必要がありますか？

Answer いいえ

あなたのプログラムは、GPLのOSSに基づいて開発したわけではないので、GPLの条件を遵守する必要はありません。

バージョンアップ時のライセンス変更の扱いは？

Question

*Apache2.0 : Apache License V2.0

Apache2.0*のOSSを利用したアプリケーションを提供しています。そのOSSが新バージョンでGPLv2に変更になりました。アプリケーションのOSSもGPLv2の条件を遵守する必要がありますか？

Answer いいえ

Apache2.0が適用されたバージョンのOSSを使い続ける限りは、Apache2.0のままで利用可能です。

(参考)

原則として上記の通りですが、FreeBSDのように条件を緩くした際、過去のバージョンに対してもライセンス条件の変更を告知した例もあります。

<https://www.freebsd.org/ja/copyright/license.html>

デュアルライセンスの対応は？

Question

OSSが異なる2種類のライセンス(デュアルライセンス)の元で配布されている場合、両方のライセンスに従う必要がありますか？

Answer いいえ

デュアルライセンスの場合、一般的にはOSSの利用者が、適用するライセンスを選択可能です。ただし、選択するライセンスは、利用状況や他のOSSとの組み合わせによって、どちらかのライセンスに限定されることもあります。

また、OSSの中には、デュアルライセンスと記載しながら、両方のライセンス条件が適用される旨を記載していることもあります。この場合、両方のライセンス条件をすべて満たす必要があります。

Readmeファイルや開発コミュニティのFAQ等の関連情報に、ライセンスに関する記載がないかを確認したうえで判断してください。

BSD LICENSE関連

BSDライセンスは著作権表示のみあればいい？

Question

「BSDライセンスは、著作権表示を記載するだけで、自由に利用できる」と聞きました。製品で利用する際も、著作権表示のみを記載しておけばいいですか？

Answer いいえ

- ◆ BSDライセンスの条件では、著作権表示に加えて、BSDライセンスの条件一覧、免責条項を含めることが記載されています。つまりライセンス文書全体を記載する必要があります。
- ◆ 上記以外にも記載された条件を遵守する必要があります。
- ◆ 著作権表示のみ記載すればよいと誤った認識がされているケースもあるため、鵜呑みにせず、自らライセンス条件を確認することが大切です。

APACHE LICENSE V2 関連

ライセンスの著作権表示の空欄の扱いは？

Question

APACHE LICENSE V2.0を参照したところ、ライセンス文書の末尾（APPENDIX）に著作権表示を記載する箇所がありました。OSSを配布する際は、著作権表示を記載すればよいですか？（次スライド参照）

Answer いいえ

- ◆ APACHE LICENSE V2.0のAPPENDIXは、著作権を記入する欄ではありません。
- ◆ APPENDIXには、独自に開発したプログラムにApache License V2.0を適用するときの記載方法が紹介されています。

(例) APACHE LICENSE V2.0のAPPENDIX

LICENSE★拡張子TXT追加★.txt - TeraPad

ファイル(F) 編集(E) 検索(S) 表示(V) ウィンドウ(W) ツール(T) ヘルプ(H)

Apache License
Version 2.0, January 2004
<http://www.apache.org/licenses/>

TERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTRIBUTION

1. Definitions.

"License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction, and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document.

APPENDIX: How to apply the Apache License to your work.

To apply the Apache License to your work, attach the following boilerplate notice, with the fields enclosed by brackets replaced with your own identifying information. (Don't include the brackets!) The text should be enclosed in the appropriate comment syntax for the file format. We also recommend you file or class name and description of purpose be included same "printed page" as the copyright notice for identification within third-party archives.

Copyright [yyyy] [name of copyright owner]

Licensed under the Apache License, Version 2.0 (the "License"); you may not use this file except in compliance with the License. You may obtain a copy of the License at

<http://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0>

Unless required by applicable law or agreed to in writing, software distributed under the License is distributed on an "AS IS" BASIS, WITHOUT WARRANTIES OR CONDITIONS OF ANY KIND, either express or implied. See the License for the specific language governing permissions and limitations under the License.

APPENDIX には、独自プログラムに
Apache License V2.0を適用する方法の
記載あり。配布者がライセンス文書の中に
年数や自分の名前を記載しないように要注意。

GPL関連

GPLは販売禁止？

Question

GPLのOSSを製品で利用した場合、その製品を有償で販売することはできなくなりますか？

Answer いいえ

- ◆ GPLのライセンス条件では、有償販売を禁止していません。したがって、製品に含めて販売することも可能です。
- ◆ ただし、製品を購入した顧客がGPLの部分をコピーしたとしても、それに応じたロイヤリティを徴収したり、顧客による再販を禁止したりしてはいけません。

【関連情報】

[GPLは金銭目的でプログラムの複製を販売することを許可していますか？](#)

GPLは動的リンクなら他のプログラムに伝播しない？

Question

GPLのOSSと他のプログラムを静的リンクして配布すると、他のプログラムにもGPLの条件を課す必要がありますが、動的リンクであれば、他のプログラムの配布や改変を禁止する条件にできますか？

Answer いいえ

- ◆ GPLは、動的リンクの場合も他のプログラムの配布や改変を禁止することはできず、GPLの条件を課す必要があると思われます。
- ◆ GPLを作成したFree Software Foundation (FSF) は、FAQ(関連情報参照)にて、GPLの条件について、動的リンクか静的リンクかで異なることはない旨を表明しています。

【関連情報】

[\(GPLの\)及ぶ作品に対し、静的 vs 動的にリンクされたモジュールについて、GPLには異なる要求がありますか？](#)

GPLは著作権表示の記載も必要？

Question

GPLのOSSを配布する場合、ライセンス文書に加えて、著作権表示も記載して一緒に配布する必要がありますか？

Answer はい

GPLは、対象のOSSを配布する場合、適切な著作権表示を記載することを義務付けています。

【関連条項】

- GPLv2: 1項
- GPLv3: 4項

ラッパーを挟んだときのGPLの影響は？

Question

「GPLライブラリ」:GPLで利用許諾されたライブラリ

当社製品にGPLライブラリを利用予定です。このライブラリと自作プログラムの間に別に用意したライブラリを挟み、このライブラリに制限の緩いMITライセンス等を適用して自作プログラムにリンクしても自作プログラムにGPLの条件を適用しなくてはなりませんか？

Answer はい

自作プログラムにもGPLの条件を適用しなくてはならないでしょう。FSFが類似したQAを公開していますので、以下の参考情報を参照してください。

【関連情報】

GPLの及ぶソフトウェアをわたしのプロプライエタリ・システムに組み込みたいと考えています。
GPLの及ぶ部分とプロプライエタリの部分との間にGPLと両立するゆるい寛容なライセンス(X11ライセンスのような)の「ラッパー」モジュールをはさむことにより、これは可能ですか？

LGPL関連

LGPLと静的リンクするとLGPL適用になる？

Question

LGPLのOSSと他のプログラムを静的リンクして配布する場合、リンクする他のプログラムにLGPLを適用する必要がありますか？

Answer いいえ

リンクする他のプログラムにLGPLを適用する必要はありません。ただし、そのプログラムに対して課される条件があります。

LGPLの詳細な条件については、SOFTICの「[IoT時代におけるOSSの利用と法的諸問題Q&A集](#)」の([D-3-8](#))を参照ください。

- 【関連条項】
- LGPLv2.1 : 6条
 - LGPLv3 : 4条

【関連情報】

[\(LGPLの\)及ぶ作品に対し、静的 vs 動的にリンクされたモジュールについて、LGPLには異なる要求がありますか？](#)

AGPL関連

AGPLはOSSを配布しなくてもソース提供必須？

Question

AGPL(AfferoGPLv3)のOSSをSaaS等のサービスで活用する予定です。OSSを配布しなくてもソースコードを提供しなければなりませんか？

Answer はい

AGPLは、OSSのバイナリを配布しない場合でも、サービスの利用者へソースコードの提供を必要とする場合があります。具体的には、以下の場合です。

1. ネットワークを介してサービス利用者とやり取りする場合、
かつ

2. AGPLのOSSを修正した場合

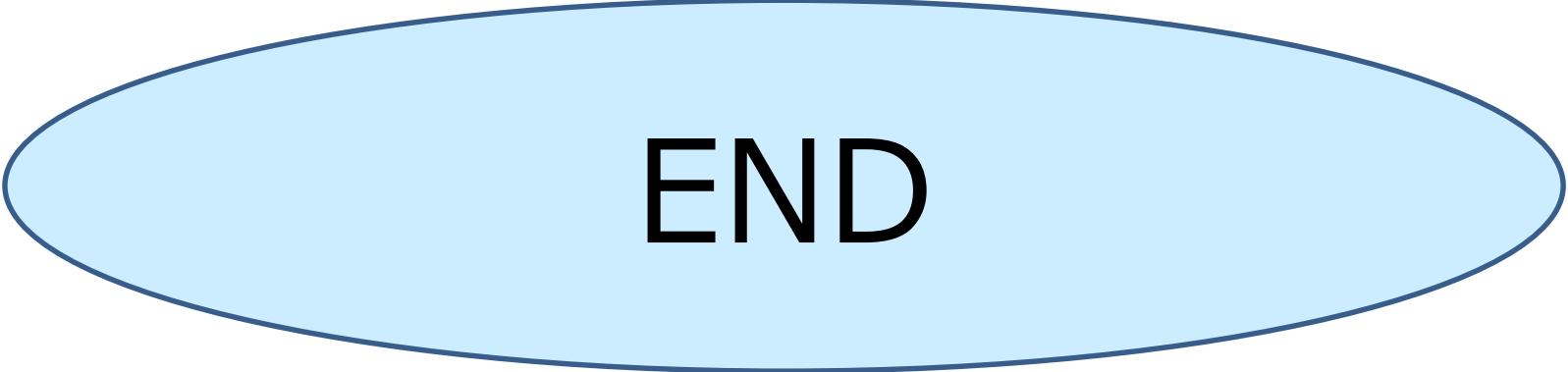
(注) リンク等により他のプログラムにもAGPLが適用されるようになった場合（伝播）を含みます。

伝播については、SOFTICの「[IoT時代におけるOSSの利用と法的諸問題Q&A集](#)」の(D-3-1)を参照ください。

【関連条項】 •AGPL:第0条、第5条、第13条

【追加QA】2019年2月22日

- ・ ソースコードは誰に提供する？
- ・ コンパイラのライセンスの影響は？
- ・ OSSに含まれる他のOSSのライセンス対応は？
- ・ OSSに含まれる両立しないライセンスのOSS対応は？
- ・ 動作しないならライセンスを守る必要はない？
- ・ 自動生成部分が他のOSSと部分一致したら？
- ・ バージョンアップ時のライセンス変更の扱いは？
- ・ GPLは著作権表示の記載も必要？
- ・ ラッパーを挟んだときのGPLの影響は？
- ・ AGPLはOSSを配布しなくてもソース提供必須？



END

- ◆ Openchain-japan-wg のメーリングリストは、どなたでも以下URLから参加登録ができます。
<https://lists.linuxfoundation.org/mailman/listinfo/openchain-japan-wg>
- ◆ メーリングリスト : openchain-japan-wg@lists.linuxfoundation.org